

弘前市生活支援臨時給付金及び 子育て世帯生活支援臨時給付金のお知らせ

市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯に対して支援してきましたが、今回新たに、住民税均等割のみ課税世帯と低所得の子育て世帯に対し給付金を支給します。

対象となる可能性がある世帯に対し、3月中旬に通知書を送付します。対象と思われるのに書類が届かない場合や、令和5年1月2日～11月30日に離婚・死別などにより世帯の状況に変化があった場合、確定申告の修正により住民税が均等割のみ課税となった場合は、ご相談ください。



弘前市生活支援臨時給付金

▼支給額 1世帯あたり **10万円**

▼対象 令和5年12月1日時点で市に住民登録があり、次の①または②に該当する世帯

①令和5年度「住民税均等割のみ課税者」だけで構成された世帯

②令和5年度「住民税均等割のみ課税者」と「住民税均等割非課税者」だけで構成された世帯

▼手続き方法

① 令和5年7月から10月にかけて弘前市物価高騰緊急支援給付金（3万円）を世帯主本人が受給した世帯で、前回基準日（令和5年6月1日）と比べて世帯の状況に変わりがない世帯

→前回の給付金（3万円）と同じ口座に振り込む旨や振込予定日等を記載した通知書を送付します。通知内容に変更がない場合は、給付金を受け取るための手続きは不要です。

② 上記①に該当しない世帯（例…令和5年6月2日以降に転入等により世帯の状況に変化があった世帯、前回の給付金を代理受給した世帯、令和5年1月2日以降の転入者がいる世帯など）

→確認書を送付しますので内容を確認の上、対象要件に当てはまる場合は、同封の返信用封筒で令和6年5月29日（水・当日消印有効）までに返送してください。給付金は、市が確認書を受理した日から3週間を目安に振り込みます。

※書類に不備がある場合は、振り込みまで時間を要することがあります／給付金の概要は市ホームページ（QRコード）に掲載しています。



■問い合わせ先 生活福祉課 物価高騰緊急支援給付金担当（☎40-0460）

子育て世帯生活支援臨時給付金

▼支給額 18歳以下の児童1人につき **5万円**

▼対象 次の①～③のいずれかに該当する世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯

①令和5年12月1日時点で市に住民登録があり「弘前市物価高騰緊急支援給付金（7万円）」の対象世帯

②「弘前市生活支援臨時給付金」の対象世帯

③上記①②のうち、令和5年12月2日以降に生まれた新生児または別世帯だが税法上の扶養をしている児童がいる世帯

▼手続き方法

① 住民税非課税世帯で、令和6年2月上旬に弘前市物価高騰緊急支援給付金（7万円）を世帯主本人が受給した世帯

→前回の給付金（7万円）と同じ口座に振り込む旨や振込予定日等を記載した通知書を送付します。通知書が届いた場合は、給付金を受け取るための手続きは不要です。

② 住民税非課税世帯で、令和6年2月中旬に弘前市物価高騰緊急支援給付金（7万円）の確認書が送付された世帯

→前回の給付金（7万円）を支給後に①と同様の方法で支給します。

③ 住民税均等割のみ課税世帯
→弘前市生活支援臨時給付金（1世帯あたり10万円）に上乗せして同じ口座に振り込みます。

地元のお米を
食べよう！



弘前お米とくらし応援券の利用開始

▼利用期間 3月1日（金）～12月31日（火）

▼配布対象 令和6年1月1日現在で市の住民基本台帳に登録されている市民

▼配布方法 弘前お米とくらし応援券は、2月26日頃から順次送付を開始し、3月末までの配布を予定しています。世帯ごとに世帯員数分をまとめて「ゆうパック」で発送します。

※不在の場合、不在連絡票が投かんされますので、各自で再配達の手配や郵便局窓口での受け取りをお願いします。また、不在連絡票に記載の保管期限が超過した場合

や、3月末までに届かない場合は、コールセンターへお問い合わせください。



▼利用上の注意

- ・本券は市内の取扱店舗で利用できます。
- ・1袋2kg以上の県産米（つがるロマン、まっしぐら、青天の霹靂〈へきれき〉、はれわたり）を購入する際に利用できるほか、対象のお米と同一会計の食品や生活用品等の購入にも利用できます。
- ・本券と現金または他の商品券との引換えはできません。また、転売はできません。
- ・本券で購入した商品は返品できません。

その他の注意事項や取扱店舗は応援券に同封するチラシまたは市ホームページ（QRコード）で確認してください。



■問い合わせ先 弘前お米とくらし応援券配布事業コールセンター（☎0120-516-771、平日の午前9時～午後6時）

4月1日
から

危険ごみの 分別収集 が始まります

スプレー缶やカセットボンベなどエアゾール製品の穴あけによる爆発や、収集車両・処理施設における火災などの事故を防ぐため、令和6年4月から「危険ごみ」の分別収集が始まります。

皆さんの分別収集へのご協力をお願いします。

▼対象品目 スプレー缶、カセットボンベ、ライター

▼危険ごみの出し方

① 中身を完全に使い切る

※ガス抜きキャップがついている場合は、取扱説明書に従ってください／ガス抜きをする場合は、火の気のない風通しのよい屋外で実施してください。

② 穴を開けずにキャップを外す

※穴を開ける必要はありません／プラスチック製のキャップは「燃やせるごみ」、金属製のキャップは「燃やせないごみ」へ。

③ 月1回、「危険ごみ」の収集日に、無色透明または半透明の袋に入れて収集場所へ

※対象品目は同一の袋に入れて捨てることができますが、対象品目以外のごみは混ぜないでください／収集日は「新聞」と同一です／収集日など詳しくは町会や市役所窓口等で配布する令和6年度分別収集日程表（家庭ごみの分け方・出し方）で確認してください。

【使い切り方について困った場合】

次のウェブサイトを確認できます。



【スプレー缶】
日本エアゾール協会



【カセットボンベ】
日本ガス石油機器工業会

■問い合わせ先 環境課（☎35-1130 / ☎32-1969）

